

◎新潟県告示第1419号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年12月4日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成24年10月2日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
妙高市大字田口字北1060番3の内、1065番3の内 妙高市大字田口字堰694番5の内、 694番5地先道路、695番4の内、 695番8の内、695番4地先道路	5.40～6.07	29.30